

県内各医療機関 御中

茨城県保健医療部医療局医療人材課

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定に係る手続き等について(通知)

本県の保健福祉行政につきましては、平素より御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）等に基づき、医師をやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関については、県に特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）の指定申請を行い、指定を受ける必要があります。

つきましては、本県における指定申請の詳細について、以下のとおりお知らせしますので、指定を受ける必要がある医療機関においては、各内容をご確認の上、指定申請に向けた準備を行っていただくようお願いします。

記

1 指定申請に係る各資料について

- ・指定申請に係るスケジュール：別添1
  - ・茨城県特定労務管理対象機関指定要項：別添2
  - ・指定申請に係る提出書類等：別添3
  - ・特定地域医療提供機関（B水準）の県における指定要件：別添4
- ※別添2の申請様式については、以下の県HPからダウンロードください。  
<特定労務管理対象機関の指定等について（県HP）>

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ishikakuho/tokuteiroumukanritaisyoukikan.html>

2 申請受付期間

別途通知を予定しております。

3 申請方法

原則、G-M I S（厚生労働省医療機関等情報支援システム）による申請となります。

以下の操作マニュアルや説明動画をご確認の上、自院のアカウントから、申請を行っていただく予定です。

なお、G-M I Sによる申請が困難な場合には、県へお問い合わせください。

<G-M I S ログインページ>

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

<操作マニュアル・説明動画（「いきいき働く医療機関サポートWEB」内）>

<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

【問合せ先】

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6  
茨城県保健医療部医療局医療人材課 医師確保担当  
Tel:029-301-3191 Fax:029-301-3194  
E-mail:i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp